（施行令第三条第一項第二号の文部科学省令で定める者）

第二十条　施行令第三条第一項第二号の文部科学省令で定める者は、過去に授業料等減免を受けたことがある者のうち次の各号に掲げる者とする。

一　［略］

二　確認大学等（確認を受けた専門学校を除く。以下この号において同じ。）に在学した者（確認大学等を卒業又は修了した者を除く。）で引き続いて確認を受けた専修学校の専門課程（修業年限が一年のものを除く。）の第二学年以上に入学した者

三・四　［略］

五　短期大学の認定専攻科、高等専門学校の認定専攻科又は専修学校の適格専攻科に入学した者

別表第一　実務の経験を有する教員が担当する授業科目等に係る単位数の基準数（第二条関係）

区分	基準数
［略］	［略］
［略］	［略］
［略］	［略］
専門学校	
専門課程の昼間学科	
修業年限一年	四単位
修業年限二年	七単位
修業年限三年	十単位
修業年限四年	十三単位
修業年限五年	十六単位
専門課程の夜間等学科及び通信制の学科	
修業年限一年	四単位
修業年限二年	四単位
修業年限三年	六単位
修業年限四年	七単位
修業年限五年	九単位
適格専攻科	
修業年限一年	四単位
修業年限二年	七単位

別表第二　適格認定における学業成績の基準（第十条、第十二条及び第十五条関係）

区分	学業成績の基準
廃止	次の各号のいずれかに該当すること（災害、傷病その他のやむを得ない事由によって該当することとなった場合を除く。）。
	一　［略］

（施行令第三条第一項第二号の文部科学省令で定める者）

第二十条　施行令第三条第一項第二号の文部科学省令で定める者は、過去に授業料等減免を受けたことがある者のうち次の各号に掲げる者とする。

一　［同上］

二　確認大学等（確認を受けた専門学校を除く。以下この号において同じ。）に在学した者（確認大学等を卒業又は修了した者を除く。）で引き続いて確認を受けた専門学校（修業年限が一年のものを除く。）の第二学年以上に入学した者

三・四　［同上］

五　短期大学の認定専攻科又は高等専門学校の認定専攻科に入学した者

別表第一　実務の経験を有する教員が担当する授業科目等に係る単位数又は授業時数の基準数（第二条関係）

区分	基準数
［同上］	［同上］
［同上］	［同上］
［同上］	［同上］
専門学校	
昼間学科（次項に掲げるものを除く。）	
単位制による昼間学科	
八〇単位時間に修業年限の年数を乗じた単位時間数	三単位に修業年限の年数を乗じた単位数
夜間等学科（次項に掲げるものを除く。）	
修業年限一年	八〇単位時間
修業年限二年以上	四五単位時間に修業年限の年数を乗じた単位時間数
単位制による夜間等学科及び通信制の学科	
修業年限一年	三単位
修業年限二年	四単位
修業年限三年	六単位
修業年限四年	七単位
修業年限五年	九単位

別表第二　適格認定における学業成績の基準（第十条、第十二条及び第十五条関係）

区分	学業成績の基準
廃止	次の各号のいずれかに該当すること（災害、傷病その他のやむを得ない事由によって該当することとなった場合を除く。）。
	一　［同上］